

船舶インシデント調査報告書

平成30年10月24日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（絡索）
発生日時	平成30年4月18日 03時20分ごろ
発生場所	富山県富山市水橋漁港北東沖 水橋港東防波堤灯台から真方位039° 1,700m付近 (概位 北緯36° 46.2′ 東経137° 18.7′)
インシデントの概要	旅客船キラリンは、定置網に係留中、推進器に係留索が絡まり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	平成30年6月15日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	旅客船 キラリン、18トン
船舶番号、船舶所有者等	281-37685富山、滑川市
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 雨、風向 北東、風力 1、視界 良好 海象：波高 約0.5m
インシデントの経過	<p>本船は、船長ほか2人が乗り組み、旅客39人、ガイド3人を乗せ、ほたるいか漁を見学する目的で、富山市水橋漁港沖に設置されている‘見学船用係留設備のあるほたるいか漁定置網’（以下「本件定置網」という）に、見学船用係留索1本（以下「本件ロープ」という。）を船首に係止して右舷側を這わせた状態で船尾に係止し、余剰分を甲板上に置いて係留した。</p> <p>船長は、ほたるいか漁の見学中、本船を更に本件定置網に近づけようとして機関のクラッチを入れ、推進器を始動させたところ、甲板上に置いていたはずの本件ロープが、船尾方の海中に落下していることに気付き、本件ロープを引き揚げようとしたもののできなかったため、本件ロープが推進器に絡まったことを知った。</p> <p>船長は、ほたるいか漁の漁船に協力を依頼して本件ロープの切断を試みるとともに、僚船に旅客等に移乗させる目的で来援要請を行った。</p> <p>僚船は、本件定置網付近に到着して本船に横着けし、旅客等に移乗させて富山県滑川市滑川漁港に戻った。</p> <p>本船は、本件ロープを切断して自力で滑川漁港に戻った。</p>
分析	本船は、本件定置網に係留中、船長が甲板上に置いていた本件ロープが海中に落下していることに気付かずに推進器を始動させたことから、本件ロープが推進器に絡んで主機の運転ができなくなり、運航不

	能となったものと考えられる。
原因	本インシデントは、夜間、本船が、本件定置網に係留中、船長が甲板上に置いていた本件ロープが海中に落下していることに気付かずに推進器を始動させたため、本件ロープが推進器に絡んで主機の運転ができなくなったことにより発生したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none">・ 機関を使用するときは、推進器付近の海面に浮遊物がないかを十分に確認すること。・ 係留用のロープが確実に甲板上にあることを確認すること。